

# 今こそ有期契約従業員の 一層の戦力化を！

無期転換権  
発生！

労働契約法の改正により、平成25年4月から5年雇用契約を継続更新した従業員には、今年度に無期転換申込権が発生し、事業主には転換義務があります。

単に契約期間を変更するだけでなく、この際、有期契約従業員の役割を見直し、一層の戦力化を検討し、キャリアアップ助成金の申請してはいかがでしょうか？



「無期転換」コンサルティング受付中！

就業規則や規則を見直す費用を捻出したい！

多少でも経営にプラスになれば良い！

うちで取り入れたい国の政策がある！

助成金活用

無期契約へ転換が義務化目前！ → 助成金はラストチャンス？

有期契約従業員を

人材確保の奥の手！

無期契約従業員又は正規雇用従業員に転換

- ① 有期→ 正規：1人当たり57万円 <72万円>
- ② 有期→ 無期：1人当たり28.5万円 <36万円>

※上記以外にもコースあり < >は生産性要件、中小企業の例



キャリアアップ助成金

LAST CHANCE

サポート内容は？

- ① 事業所に合ったいくつかの助成金を提案！
- ② 就業規則等の見直し！
- ③ 労働基準監督署への届出OK！
- ④ 計画届・申請書作成を「事務代理」！
- ⑤ ご希望に合わせて、サポート！

助成金活用  
無料相談実施中

問合せ：社会保険労務士法人ウイズ

TEL:076-277-4408

〒924-0805 石川県白山市若宮3-26 HP: <http://srwith.jp>